

小田原市マンホールデザインの使用に関する要領

(平成28年5月31日)

改正

令和2年10月2日

令和3年4月1日

令和3年9月30日

令和3年11月10日

小田原市マンホールデザインの使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、小田原市マンホールデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 小田原市マンホールデザインは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 小田原市(以下「市」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか上下水道事業管理者(以下「事業管理者」という。)が使用について適当でないと認めるとき。

(形状及び規格)

第3条 小田原市マンホールデザインの形状は、別図に定めたとおりとする。

2 小田原市マンホールデザインの色は、白黒又は事業管理者が定めた色とする。

(使用申請等)

第4条 小田原市マンホールデザインを使用する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ小田原市マンホールデザイン使用承認申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)を事業管理者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が主体となって使用する場合
 - (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
 - (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、使用申請書に次の書類を添えて、事業管理者に提出しなけ

ればならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) 小田原市マンホールデザインの使用状況がわかる完成見本等
- (3) 前2号に掲げるもののほか事業管理者が必要と認める書類
(使用の承認)

第5条 事業管理者は、前条の規定による使用申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、小田原市マンホールデザイン使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、事業管理者は、必要があると認める場合には、小田原市マンホールデザインの使用方法等について、条件を付することができる。

2 事業管理者は、前項の規定により使用を承認しないときは、申請者に小田原市マンホールデザイン使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(使用承認の制限)

第6条 小田原市マンホールデザインの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業管理者は承認しないものとする。

- (1) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (3) 小田原市マンホールデザインの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (4) 小田原市のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (5) 小田原市マンホールデザインの著しい変形その他使用が適当でないと認められる場合
- (6) 受注者が個人である場合には、その者が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下本条において「条例」という。）第2条第3号に定める暴力団員又は第4号に定める暴力団員等と認められる場合や、法人等が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められる場合。
- (7) 前各号に掲げるもののほか事業管理者が別に定める要件に該当する場合

(使用料)

第7条 小田原市マンホールデザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容にのみ使用し、事業管理者が付した条件に従うこと。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(4) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、事業管理者が認めた場合は、この限りでない。

(5) 小田原市のイメージを損なう使用をしないこと。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ小田原市マンホールデザイン使用変更承認申請書（様式第4号。以下「変更承認申請書」という。）に変更が確認できる資料等を添えて 事業管理者に提出し、 事業管理者の承認を受けなければならない。

2 事業管理者は、前項に規定する変更承認申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを承認し、使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 事業管理者は、前項の規定により変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

(承認の取消し)

第10条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承認を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの要領に違反した場合

(2) 申請書の内容に虚偽又は不正のあることが判明した場合

(3) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合

(4) 前3号に掲げるもののほか使用継続が不相当であると認められた場合

2 事業管理者は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に小田原市マンホールデザイン使用変更承認取消通知書（様式第5号。以下「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 事業管理者は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

5 市長事業管理者は、使用の承認を取り消すにあたり使用者に小田原市マンホールデザインの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(経費等の負担)

第11条 市は、この要領による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務

を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 市は、小田原市マンホールデザインの使用を承認したこと又は第9条の規定により小田原市マンホールデザインの使用承認を取り消したことに起因する損害等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、小田原市マンホールデザインを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、小田原市マンホールデザインの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(地位の承継)

第13条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(事務)

第14条 この要領に関する事務は、経営総務課が行う。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、小田原市マンホールデザインの使用に関し必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

小田原市マンホールデザイン使用承認申請書

年 月 日

上下水道事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

小田原市マンホールデザインを使用したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

使用物件名		
使用目的及び使用方法 (使用日、使用数量、使用内容を具体的に記載してください。)		
連絡先	担当者名 :	FAX :
	電話番号 :	E-MAIL :

添付書類

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料（パンフ等） 個人の場合はプロフィール
- (2) 使用状況がわかる完成見本等（見本が添付できない場合、写真や印刷原稿等）

様式第2号（第4条、第8条関係）

小田原市マンホールデザイン使用（変更）承認通知書

番 号
年 月 日

様

上下水道事業管理者

印

年 月 日付けで申請のありました小田原市マンホールデザインの使用について、承認します。

なお、使用に当たっては次の点に留意してください。

- 1 小田原市マンホールデザインを、承認を受けた物件のデザインとして使用することができます。
- 2 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- 3 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、小田原市は一切の責任を負いません。
- 4 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- 5 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- 6 使用者が、上記の警告に応じない場合は、承認の取消し、その他必要な措置をとる場合があります。
- 7 承認が取り消されたときは、承認取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、小田原市は一切の責任を負いません。
- 8 小田原市マンホールデザインの適切な使用を図るため、当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。また、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- 9 小田原市マンホールデザインの使用に関する要領は、必要に応じて変更することがあります。

様式第3号（第4条、第8条関係）

小田原市マンホールデザイン使用（変更）不承認通知書

番 号
年 月 日

様

上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のありました小田原市マンホールデザインの使用については、次の理由により承認しないこととしましたので通知します。

不承認の理由

様式第4号（第8条関係）

小田原市マンホールデザイン使用変更承認申請書

年 月 日

上下水道事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の〕
〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付け 番 号 で承認を受けた小田原市マンホールデザインの使用について、
次のとおり内容を変更したいので申請します。

変更事項	変更前	変更後
使用物件名		
大きさ・デザイン・形など の変更		
数量・販売先・その他の変 更		
追加する点数		点
使用期間		
担当者 氏名 電話番号		

添付書類

- (1) 変更する内容がわかる見本
- (2) 当初の使用承認書の写し（コピー）

様式第5号（第9条関係）

小田原市マンホールデザイン使用変更承認取消通知書

番 号
年 月 日

様

上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで承認しました小田原市マンホールデザインの使用については、次の理由により使用承認を取り消すこととなりましたので通知します。

なお、この通知があった日以後、承認を受けた使用物品は使用できません。

理由

別図（第3条関係）

